

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年1月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第2400444号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第2400096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和53年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成16年4月1日から平成17年4月1日まで

請求期間当時、私はB市に本店を置くA事業所（美容師派遣業）の2支店（C市D区及びE市F区）のうち、C市D区の支店において勤務し、給与明細からは社会保険料が引かれていた記憶がある。A事業所のC市D区の支店は請求期間後、G社に買収されたところ、請求期間に係るA事業所の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間当時、公共職業安定所の求人により、A事業所に入社し、請求期間において、正社員として従事していた旨主張している。

しかしながら、請求者の職業紹介の記録について、請求者の請求期間当時の住所地（C市H区）を管轄する公共職業安定所に照会を行ったものの、職業紹介の記録の保存期間は最終利用から5年であることから、請求者の当該記録を確認することはできない上、請求者のA事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者の陳述するA事業所の所在地（本支店）を管轄する法務局に、A事業所又は当該名称に類似する事業所名で照会を行ったが、請求者の主張内容と符合する事業所の商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、A事業所又は当該名称に類似する事業所名で厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

さらに、上述のとおり請求者が主張するA事業所を特定することができず、同事業所の事業主及び同僚の氏名等が不明であることから、請求者の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、A事業所が買収された後は引き続きG社で勤務した旨主張しているところ、同社の事業主は、日本年金機構の調査において、同社とA事業所とは関係がない旨陳述し

ており、同社の前身となる I 社（平成15年12月10日に設立後、平成16年10月15日に株式会社に組織変更し、解散）の元事業主にも照会を行ったものの、回答が得られなかったことから、A 事業所と G 社の関係性等について確認することができない。

なお、請求者は、C 市 H 区において、請求期間を含む平成15年10月1日から平成17年4月1日までの期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2400738 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (脱) 第 2400002 号

第 1 結論

昭和 27 年 3 月 22 日から昭和 34 年 4 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 27 年 3 月 22 日から昭和 34 年 4 月 1 日まで

私は、結婚のため、A 社を退職した。A 社に勤務していた請求期間が脱退手当金支給済期間と記録されているが、脱退手当金を受給した記憶がない。請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) の請求者の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金については、オンライン記録における支給額に計算上の誤りがなく、厚生年金保険被保険者資格喪失から約 1 か月後の昭和 34 年 5 月 19 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、被保険者名簿に記載されている健康保険番号 1 番から 200 番までの厚生年金保険被保険者のうち、A 社の被保険者資格喪失時に脱退手当金の受給資格を満たした女性 (被保険者資格喪失後半年のうち同資格を取得した者を除く。) 29 人について調査したところ、18 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 15 人について、被保険者資格喪失後、最長でおおむね 3 か月程度経過後に支給されていることが確認できるほか、同資格の喪失日が異なるにもかかわらず、同一日に脱退手当金が支給されている複数の者が確認できることから、同社に係る脱退手当金については、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求期間の脱退手当金が支給された当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金の受給ができなかったところ、請求者は、A 社を退職後、厚生年金保険の加入歴がなく、すぐに再就職をしようとは考えていなかった旨回答していることから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。